

ソラカメ屋外スターターキットキittingオプション利用規約

(利用規約の適用)

第1条 株式会社ソラコム(以下「当社」といいます。)は、利用者に対して、ソラカメ屋外スターターキット(以下「本件キット」)のキittingオプションとして、この規約(以下「本規約」といいます。)に基づき、ソラカメ屋外スターターキットキittingオプション(以下「本オプション」といいます。)を提供します。

(本契約の締結)

第2条 利用者は、当社所定の手続に従い、当社ウェブサイトその他当社が指定する方法により本オプションの利用の申込みを行うものとします。当社がかかる申込みを承諾した時点で、本規約に基づく本オプションの提供に関する契約(以下「本契約」といいます。)が当社と利用者との間に成立するものとします。申込みをいただいた場合であっても、繁忙期その他の事情により、当社の判断で、申込みの受け付けを停止することがあります。また、申込み時に希望したスケジュール通りに本オプションが実施できない場合があります。ご理解のうえお申込みください。なお、本オプションの利用者は、本規約の内容を承諾の上、かかる申込みを行うものとし、本オプションの利用者が申込みを行った時点で、当社は、本オプションの利用者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 本オプションのお申込みは、本件キットの新品の初回発注に際し行われることが必要です。本オプションのみをご利用いただくことはできません。また、すでにご購入済みの本件キットや、設置済みの本件キットへの本オプションのご提供は行っておりませんのでご注意ください。

(アカウント等)

第3条 本オプションの申込み及び本オプションを利用するためには、利用者は、有効な電子メールアドレスに関連づけたアカウント(以下「ソラコムアカウント」又は単に「アカウント」といいます。)を作成しなければなりません。本規約で明示的に認められている場合を除き、利用者は一つの電子メールアドレスにつき、一つのソラコムアカウントのみ作成することができます。

2. 当社は、利用者に対し、前項に基づき作成されるソラコムアカウントに当社が提供するシステムにログインするためのIDであるログインID(以下「本ログインID」といいます。)及びログインパスワード(以下「本ログインパスワード」といいます。)を付与します。

3. 利用者は、自己の責任において本ログインID及び本ログインパスワードを管理するものとし、本ログインID及び本ログインパスワードを第三者に貸与、譲渡若しくは使用許諾又

は第三者の利益のために使用してはならないものとします。また、利用者は、ソラコムアカウントの不正使用若しくはそのおそれを認識した場合又はソラコムアカウント情報の紛失若しくは盗難があった場合、直ちに当社にその旨通知するものとします。利用者は、自らのソラコムアカウントに基づき生じるあらゆる事象につき、かかる事象が利用者、利用者の役員若しくは従業員、又は第三者による不正使用若しくは誤使用のいずれによるものかを問わず一切の責任を負うものとし、当社は何らの責任も負担しないものとします。また、かかるソラコムアカウントの使用に基づき当社に損害が発生した場合、利用者は当社に対し、当該損害を賠償しなければならないものとします。

4. 利用者は、氏名及び住所又は居所(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)、電子メールアドレス、請求書の送付先、当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったとき又はかかる変更の予定を認識したときは、当社に対し、直ちに当該変更の内容について届出をするものとします。
5. 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
6. 利用者が第4項に規定する変更を当社に届け出ないときは、当社が利用者から届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所への郵送あるいは電子メールアドレスへの電子メールの送信を行った場合は、当該送信は利用者に対して行われたものとみなします。

(規約の変更)

- 第4条 当社は、本規約を随時変更することができるものとします。なお、この場合には、利用者の利用条件その他本契約の内容は、変更後の本規約を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、ウェブサイトへの掲載その他当社が定めた方法により、その内容を利用者へ通知するものとします。通知された新たな内容の本規約は、当該通知の時から適用されることとします。

(本オプションの内容)

- 第5条 当社が利用者に対して提供する本オプションの内容は、当社ウェブサイトに掲載するとおりとします。
2. 本オプションの内容に明示的に含まれていない業務に関しては、別途当社と利用者との間で契約を締結するものとします。なお、疑義を避けるために付言すると、当社にかかる別途の契約の締結義務を負うものではありません。
 3. 本オプションは準委任の条件で実施されます。当社は自らの専門的な知識および経験に基づき、法令を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって本オプションを提供します。当社は、自らの責任において、本オプションに関する業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。
 4. 対象商品の納品をもって、本オプションにかかる業務の完了とします。

5. 当社は、本規約において明示的に保証されている場合及び利用者との間で別段の合意のある場合を除き、本オプションに関し、品質、誤りがないこと、第三者の権利を侵害しないこと、特定目的への適合性の保証を含め、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる種類の表明も保証も行いません。
6. 本件キットの売買契約は、当社の物品販売規約に基づくものとします。本オプション適用済みの本件キットに不具合があった場合は、物品販売規約の商品の不具合・不適合に関する規定が適用されるものとします。理由の如何を問わず、本件キットの売買契約が不成立又は解除となった場合、当該本件キットに関する本オプションの利用契約も当然に不成立又は解除されるものとします。
7. 利用者は、本オプションの提供にあたり、当社が利用者のソラコムアカウントのオペレータIDを利用して、本オプションに必要な手続きを行うことを了承します。
8. 利用者は、当社から送付された手順に従い、利用者のソラコムアカウントにおいて各種設定を行うものとし、当社が本オプションを提供するために必要であると当社が指定した情報を当社に通知するものとします。

(対価及びその支払い方法)

第6条 利用者は、当社に対し、当社ウェブサイトに掲載する本オプションの対価(以下、「委託料」といいます。)を当社指定の期日までに支払います。なお、当該支払いにかかる費用は利用者の負担とします。

(知的財産権)

第7条 本オプションに関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産は当社又は正当な権利を有する第三者に帰属するものであり、本オプションを提供する過程での当社による利用者等に対する情報の開示は、明示、黙示を問わず、いかなる意味においても、当社又は正当な権利を有する第三者の特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、又は譲渡を構成するものではありません。

(秘密保持)

第8条 利用者及び当社は、本契約により知得した相手方の業務上及び技術上の情報であって、秘密である旨の表示がなされたもの及び第5条(本オプションの内容)第8項に基づき当社が通知を受けた情報(総称して、以下「秘密情報」といいます。)について秘密を保持し、事前に相手方の書面による承諾なくして、本オプション及び本オプションに関連して利用者が利用する当社のサービスの履行以外の目的で秘密情報を使用し又は第三者に開示し漏洩してはならないものとします。但し、以下の各号の一に該当する情報は、秘密情報には該当しないものとします。

- (1) 開示を受け又は知得したときに既に公知であったもの。
 - (2) 開示を受け又は知得したときに既に自ら所有していたもの。
 - (3) 開示を受け又は知得した後に自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。
 - (4) 開示を受け又は知得した後に本オプションとは無関係に開発したもの。
 - (5) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得したもの。
2. 前項にかかわらず、当社は、本オプションを提供するのに必要な範囲で、当社の子会社及び委託先（以下「再開示先」といいます。）に秘密情報を開示することができるものとします。この場合、当社は当該再開示先の秘密保持につき責任を負います。
3. 本条に定める秘密保持義務は、本契約の終了後も3年間存続します。

（権利義務の譲渡禁止）

- 第9条 利用者は、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、本契約により生じる権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供することはできないものとします。
2. 当社は、(a)合併、買収、又は当社資産の全部もしくは大部分の売却に関連する場合、又は(b)当社のいずれかの関連会社を相手先とする場合、もしくは企業組織再編成の一環として行う場合には、利用者の同意なくして、本契約上の地位を第三者に譲渡することができるものとします。かかる譲渡がなされた時点で、譲受人は、本契約の当事者として当社に代わるものとみなされ、当社は本契約に基づき履行すべきすべての義務及び責務から完全に免れるものとします。前記に従うことを条件として、本契約は、両当事者ならびに各々の許可された承継人及び譲受人を拘束し、それらの者の利益のために効力を有するものとします。

（不可抗力）

- 第10条 利用者及び当社は、地震、津波、暴風雨、洪水、戦争、暴動、内乱、反乱、革命、テロ、大規模火災、感染症、疫病、伝染病、ストライキ、ロックアウト、法令の制定・改廃、その他当事者の合理的支配を超えた偶発的事象（以下「不可抗力」といいます。）による本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、責任を負わないものとします。ただし、金銭債務の遅滞及び不能は不可抗力により免責されないものとします。

（解除）

- 第11条 利用者及び当社は、次の各号の一に相手方が該当するときは、本契約を直ちに解除することができるものとします。
- (1) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (2) 支払の停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあった場合

(3) 公租公課の滞納処分があった場合

(4) 本契約の履行に関して重大な背信行為があった場合

(5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2. 利用者及び当社は、相手方が本契約上の義務を履行しないときは、相当の期間を定めてその履行を催促のうえ本契約を解除することができます。

(プライバシーポリシー)

第12条 当社は、お客様に関する個人情報の取扱いに関する方針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、これを当社のウェブサイトにおいて公表します。

(反社会的勢力の排除)

第13条 利用者及び当社は、自己が、現時点及び将来にわたって次の各号の一に該当しないことを確約します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ特殊知能暴力集団その他これらに準じる者(以下あわせて「反社会的勢力」といいます。)であること。

(2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していること。

(3) 反社会的勢力を利用していること。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていること。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2. 利用者及び当社は、自己が、利用者又は当社自身又は第三者を利用して、相手方又は相手方の関係者に対し詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約します。

3. 利用者又は当社が前二項のいずれかに違反した場合には、相手方は何らの通知、報告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。

4. 利用者又は当社が前項の定めにより本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても一切これを賠償せず、また、かかる解除により解除した者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

(損害賠償)

第14条 当社は、当社の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合、本契約の解除の有無にかかわらず、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り賠償責任を負うものとし、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、派生的損害及び間接損害については責任を負わないものとします。事由の如何を問わず、当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合、かかる損害賠償額は、当社が受領した委託料相当額を上限とします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

(分離可能性)

第15条 本規約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本規約の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとしします。

(準拠法・管轄裁判所)

第16条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとしします。

2. 本契約に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

(協議)

第17条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義を生じた場合には、その都度両当事者誠意をもって協議し解決するものとしします。

以上